建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【付近見取図（用途地域図）】

建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【用途現況図】

建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【運搬計画図】

１．計画概要

廃棄物は北九州市及び近隣県の排出事業者から収集運搬業許可を受けた業者により申請地（A）へ搬入、破砕後分別を行いそれぞれリサイクルを行い、残渣（リサイクルできないもの）については、焼却工場である株式会社ビートルエンジニアリング若松第一工場（B）へ搬出する。

主な搬入出経路は、（都市）高速道路、国道、主要地方道を通り、市街地を極力避けた経路となっている。

２．運搬計画

（１）搬入出量

■搬入	廃棄物	24t/日
■搬出	廃プラスチック	13t/日
	金属くず	10t/日
	混合物	0.5t/日
	残渣	0.5t/日
	計	24t/日

（２）搬入出の起点及び終点

■搬入物の起点
北九州市及び近隣県の排出事業者
西原商事第６工場

■搬入終点
申請地

■搬出起点
申請地

■搬出終点

廃プラスチック	アールジェイ商事（有）
金属くず	アールジェイ商事（有）
混合物	㈱宇部興産苅田工場
残渣	㈱ビートルエンジニアリング

（３）搬入出台数

■搬入　１５台/日
■搬出　２台/日
合計　１７台/日

凡例
:搬入経路
:搬出経路

建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【配置図】

凡例

- 計画建築物
- 破砕ライン
- 破砕機
- 緑地

建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【搬入出図】

建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類等の破砕施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【処理フロー図】